

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

計 19 枚（本紙を除く）

Vol.1 2 4 1

令和6年3月29日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3986、2270)

FAX : 03-3503-7894

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部
を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令
和 6 年厚生労働省令第 61 号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり
公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、
関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保
険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現
状を踏まえ、3 職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者
及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによ
る支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して 3 職種を配置するこ
と・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和 5
年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の
職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの
職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

（2）総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」
（令和 5 年 12 月 7 日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参
画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっ
ても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつな
がる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サ
ービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏ま
え、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高
齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

（3）介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平
成 11 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の
改正を行う。

第2 改正省令の内容

(1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
 - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
 - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
 - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
 - ・ その他所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。
※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日

○厚生労働省令第六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十五第一項及び第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準) 第百四十条の六十二の三 (略) 2 法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) 三の二 次条第三号に該当する被保険者に対して第一号事業(同号に規定するものに限る。以下この号において同じ。)を提供するときは、次に掲げる基準を満たすこと。 イ 第一号事業の提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議と密接に連携し、当該被保険者の心身の状況等の把握に努めること。 ロ 現に第一号事業の提供を行っているときに当該被保険者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。 四 七 (略) 3 (略) (法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者) 第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。 一 二 (略) 三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定を受ける日以前に	(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準) 第百四十条の六十二の三 (略) 2 法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三 (略) (新設) 3 (略) 四 七 (略) (法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者) 第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。 一 二 (略) 三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に

前二号のいずれかに該当し、次に掲げる事業のサービスを受けていたものうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを受けるもの（市町村が必要と認める者に限る。）

イ 法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるもの（要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のための効果が高いものに限る。ロにおいて同じ。）を除いたもの

ロ 第一号通所事業のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるものを除いたもの

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号訪問事業に係るサービスの利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問事

に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業（前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの（市町村が必要と認める者に限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）

業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅
要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二 (略)

2・3 (略)

(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令
で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各
号に定める基準とする。

- 一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援セ
ンターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が
条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲
げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号
被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべ
き専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援
センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十
二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等という。)
又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用
者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地
域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、
地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する
者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者
により構成されるものをいう。以下同じ。)が第一号被保険
者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必
要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援
センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ
ーにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより
、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員

〔に係るサービスの利用期間を定めた場合 当該計画において
定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該
計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの
期間のいずれか短い期間

二 (略)

2・3 (略)

(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令
で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各
号に定める基準とする。

- 一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援セ
ンターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が
条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる
基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号
被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべ
き専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として
次のとおりとすること。

数に換算する方法をいう。) によることができる。ロにおいて同じ。) は、原則として次のとおりとすること。

(1) (3) (略)

ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人とする。

ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(1) (3) (略)
(新設)

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を

二
(3)
(略)
(略)

二
(3)
(略)
(略)
有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)において認められた場合

様式第一号の二の二を次のように改める。



(裏 面)

注 意 事 項	一 この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・医療院等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。 二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。 三 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
---------	--

(表 面)

介護保険負担限度額認定証								
交付年月日 令和 年 月 日								
被 保 険 者	番 号							
	住 所							
	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日						
	適用年月日	令和 年 月 日から						
	有 効 期 限	令和 年 月 日まで						
食費の負担限度額		(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス 円 円						
居住費又は滞在費 の 負 担 限 度 額		ユニット型個室 円 ユニット型個室的多床室 円 従来型個室(特養等) 円 従来型個室(老健・医療院等) 円 多床室 円						
保 険 者 番 号 及 並 び の 保 険 称 者 の 名 称 及 印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(指定介護予防防支援の業務の委託) 第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 二 四 (略)	(指定介護予防防支援の業務の委託) 第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 二 四 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第百十五条の四十六第五項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号の基準については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十三号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第三条第二号中「新算定省令」を「算定省令」に改める。

改 正 後		
(法第百十五條の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準) 第百四十條の六十二の三 (略) 2 法第百十五條の四十五第一項第一号イから二までの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 二三 (略) 三の二 次条第三号に該当する被保険者に対して第一号事業(同号に規定するものに限る。以下この号において同じ。)を提供するときは、次に掲げる基準を満たすこと。 イ 第一号事業の提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び法第百十五條の四十八第一項に規定する会議と密接に連携し、当該被保険者の心身の状況等の把握に努めること。		
改 正 前		
(法第百十五條の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準) 第百四十條の六十二の三 (略) 2 法第百十五條の四十五第一項第一号イから二までの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 二三 (略) (新設)		

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省令第六十一号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五條の四十五第一項及び第百十五條の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年三月二十九日 厚生労働大臣 武見 敬三
介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令
(介護保険法施行規則の一部改正)
第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

ロ 現に第一号事業の提供を行つているときに当該被保険者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

四〇七 (略)

3 (略)

(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)

第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一・二 (略)

三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、次に掲げる事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを受けるもの(市町村が必要と認める者に限る)。

イ 法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上

六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるもの(要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のための効果が高いものに限る。ロにおいて同じ。)を除いたもの

ロ 第一号通所事業のうち、第百四十条の六十三の六第一号の基準に従い行うもの及び三月以上六月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるものを除いたもの

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業

(法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間)

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に依つて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号訪問事業に係るサービスの利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二 (略)

2・3 (略)

四〇七 (略)

3 (略)

(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)

第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一・二 (略)

三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下この号において「要介護認定によるサービス」という。)を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業(前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。)のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの(市町村が必要と認める者に限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間)

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に依つて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)に係るサービスの利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二 (略)

2・3 (略)

(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)
第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に^イ応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。ロにおいて同じ。)は、原則として次のとおりとすること。

(1) (3) (略)

ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人とする。

ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)
第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に^イ応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1) (3) (略)
(新設)

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)において認められた場合

二 (3) (略)

二 (3) (略)

様式第一号の二の二を次のように定める。

様式第一号の二の二 (第八十三条の六関係)

(裏 面)

(表 面)

注意事項

一 この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・医療院等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合に は、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口提出してください。

三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

介護保険負担限度額認定証			
交付年月日 令和 年 月 日			
番号			
住所			
フリガナ氏名			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
適用年月日	令和 年 月 日から		
有効期限	令和 年 月 日まで		
食費の負担限度額	(介護予防) 短期入所生活 (療養) 介護 その他のサービス 円 円		
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室 円 円 従来型個室 (特養等) 円 円 従来型個室 (老健・医療院等) 多床室 円 円		
被保険者の印	番号 氏名		

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第二条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(指定介護予防支援の業務の委託) 第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第四百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二、四（略）		(指定介護予防支援の業務の委託) 第十二条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第四百四十条の六十六第一号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二、四（略）	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第十五条の四十六第五項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第四百四十条の六十六第一号の基準については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「新算定省令」を「算定省令」に改める。